

セーフティネット保証（経営安定関連保証）の利用

セーフティネット保証とは、取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う信用保証協会の特例保証制度です。

対象となる中小企業者

以下に掲げる項目のいずれかに該当する中小企業者で、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定（通称：セーフティネットの認定）を受けた方

- 1号：大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受ける中小企業者
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引のある中小企業者及び近隣等に所在する中小企業者
- 3号：突発的災害（事故等）により、影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む中小企業者
- 4号：突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の中小企業者
- 5号：国が指定した業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号：金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号：相当程度の経営合理化（支店の削減等）により、金融取引の調整を行っているとして国が指定した金融機関からの借入金が減少している中小企業者
- 8号：整理回収機構または産業再生機構に貸付債権が譲渡された中小企業のうち、再生可能性があると思われる者

セーフティネット保証第5号の認定要件

- 最近3か月間の売上高等が、前年同期比5%以上減少していること
- 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

セーフティネット保証利用の手続の流れ



中小企業者とは



業種名	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業、その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下		
小売業		50人以下	

★ 融資に関することは、取扱金融機関までお気軽にご相談ください。

別府市 融資・貸付のご案内

令和6年5月1日 改定

市内の中小企業者（法人及び個人事業主）及び市内で事業を始めようとする方に、事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、市が金融機関と連携して支援します。
また、中小企業で働く勤労者のみなさまに、生活安定に必要な資金の貸し付けを行います。

お申込みは、取扱金融機関へご相談ください



中小企業者向け 融資

- 中小企業開業資金
- 公害防止設備改善資金
- 小規模企業者振興資金
- 中小企業経営安定資金
- 中小企業合理化資金
- 年末年始特別資金融資

※ 開業資金で別府市の創業者を応援します！

- 低利率（1.3%）
- 市が信用保証料を全額補助



勤労者向け 貸付制度

- 勤労者生活安定資金貸付制度

別府市観光・産業部産業政策課

〒874-8511 別府市上野口1番15号

TEL (0977) 21-1132

別府市中小企業者向け融資制度

制度名	融資対象	資金使途	融資限度額	償還期間 (据置)	融資利率	保証料率	担保及び 連帯保証人	返済方法	取扱金融機関 (市内の金融機関)	申込先
中小企業 開業資金	<ul style="list-style-type: none"> ●市内中小企業者及び開業予定の個人 ●申込時において市内に居住しており、市内に開業予定の方、又は開業5年未満の方 ●現に別府市の中小企業者向け融資制度を利用していないこと ●市税を完納していること ●創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている場合はその証明が必要 	運転資金 設備資金	3,500万円	10年以内 (1年)	年1.3% ※創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けている場合は年1.25%	全額市補助	不要 ※連帯保証人は、原則として会社の代表を除いては徴求しない ※スタートアップ創出促進保証の場合、連帯保証人は不要	月賦償還	大分銀行 豊和銀行 大分みらい信用金庫 伊予銀行 西日本シティ銀行 大分県信用組合	取扱金融機関
	経営者保証不要融資	中小企業開業資金の要件に加えて以下を満たす会社 <ul style="list-style-type: none"> ●開業後1年未満の場合は借入金額の1/10以上の自己資金を有していること 								
中小企業 経営安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ●セーフティネット保証適用者(裏表紙参照) ●現に別府市の中小企業者向け融資制度を利用していないこと ●市税を完納していること 	運転資金	1,000万円	10年以内 (6ヶ月)	年1.8%	信用保証協会の定めるところによる	必要に応じて徴求します。	月賦償還	取扱金融機関	
		設備資金		10年以内 (1年)						
公害防止設備 改善資金	<ul style="list-style-type: none"> ●公害防止にかかる事業を要する方 ●別府市郊外防止設備改善資金申込にかかる認定を受けた方 ●現に別府市の中小企業者向け融資制度を利用していないこと ●市税を完納していること 	公害防止施設等の設置、改善及び工場等の移転	1,000万円	10年以内 (1年)						
中小企業 合理化資金	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ●現に別府市の中小企業者向け融資制度を利用していないこと ●市税を完納していること 	運転資金 設備資金	1,500万円	10年以内 (6ヶ月)	年1.8%	信用保証協会の定めるところによる	必要に応じて徴求します。	一括または月賦償還	取扱金融機関	
設備資金	10年以内 (1年)									
小規模企業者 振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者 ●現に別府市の中小企業者向け融資制度を利用していないこと ●市税を完納していること 	運転資金 設備資金	600万円	5年以内 (6ヶ月)	年1.8%	信用保証協会の定めるところによる	必要に応じて徴求します。	一括または月賦償還	取扱金融機関	
設備資金	7年以内 (6ヶ月)									
年末年始 特別金融融資	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ●市税を完納していること 	運転資金	500万円	6ヶ月以内					取扱金融機関 11月1日から 同年12月20日	



※各制度は申込先取扱金融機関で、所定の審査を行っており、審査の結果ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

※経営安定資金及び公害防止設備改善資金については市の認定が必要です。

勤労者向け貸付制度

制度名	融資対象	資金使途	融資限度額	償還期間 (据置)	融資利率	保証料率	担保及び 連帯保証人	返済方法	申込先 取扱金融機関
勤労者生活安定 資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に住所を有し、同一の中小企業に引き続き1年以上勤務している方 ●現に同一の資金融資を受けていない方 ●市税を完納していること 	(1) 病気療養 (2) 出産 (3) 冠婚葬祭 (4) 教育 (5) 火災・天災 その他の理由	30万円以内	3年以内 (2ヶ月)	年2.31%	年1.2%以内	取扱金融機関の定めるもの	月賦償還 繰上償還可	九州労働金庫 別府支店 TEL 0977-22-5331
		50万円以内	5年以内 (2ヶ月)						

※各資金使途に応じて申込期間が異なりますので、お手数ですが、申込先取扱金融機関までお問い合わせ願います。